平成２８年（フ）第３５３号
栃木県宇都宮市日の出１丁目５番９号　市川マンション305号室
債務者　鈴木　美穂
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３２号
群馬県前橋市上新田町1138番地　フレンディー　201号
債務者　大澤　好一
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４０号
群馬県前橋市上新田町1121番地１
債務者　諸澤ゆうき
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５０号
群馬県前橋市荒牧町１丁目23番地30　サンコートガーデニア　205号
債務者　今井　理栄
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６８号
千葉県浦安市当代島３丁目13番17―101号　クレールハイム
債務者　佐藤　裕樹（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７８７号
千葉市稲毛区小仲台９丁目18番２棟501号
債務者　森本　栄美（旧姓嶋）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９５号
静岡県沼津市下香貫石原1256番地　Ｋ２・102、前住所静岡県沼津市根古屋79番地の57
債務者　増田　和彦
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７０６号
京都府京田辺市薪東沢17番地１　アロッジオ東沢Ⅱ―103、前住所京都市中京区御幸町通御池上る亀屋町394番地１　ノイ・ディアール御池404
債務者　近藤由貴子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７１５号
京都市西京区牛ケ瀬川原口町16番地３　パレーシャル三木Ｃ棟201
債務者　安居　正道
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７１６号
京都市西京区牛ケ瀬川原口町16番地３　パレーシャル三木Ｃ棟201
債務者　安居　隆子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７２９号
京都市西京区嵐山朝月町44番地22　ＲＩＮ’Ｓコーポラティヴハウス305号
債務者　志賀　貴廣
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８０２号
京都府城陽市久世里ノ西170番地の67
債務者　安丸登美子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８３７号
京都市伏見区羽束師鴨川町20番地15
債務者　衣川　沙織（旧姓有川）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８４３号
京都市左京区北白川下池田町122番地　レジデンス北白川　302
債務者　巖田　　悠
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８６５号
京都市左京区松ケ崎東町９番地　モンエスパシオ松ケ崎101、前住所京都市北区上賀茂桜井町83番地　エランピタール北山105
債務者　西川　直秀
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９８号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目１番26号
債務者　北浦　淳子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６１１号
堺市堺区柏木町２丁４番20号
債務者　坂本　剛士
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係